

大型車誘導区間

○道路の老朽化への対応として「大型車誘導区間」を指定

(これまでに高速道路、直轄国道等を指定：約34,200km、走行カバー率約8割)

○大型車誘導区間のみ
を通行する場合、国が
一元的に審査を行うこ
とで、許可までの期間
を短縮

通常20日程度
→ 3日程度



ラスト1マイルの課題

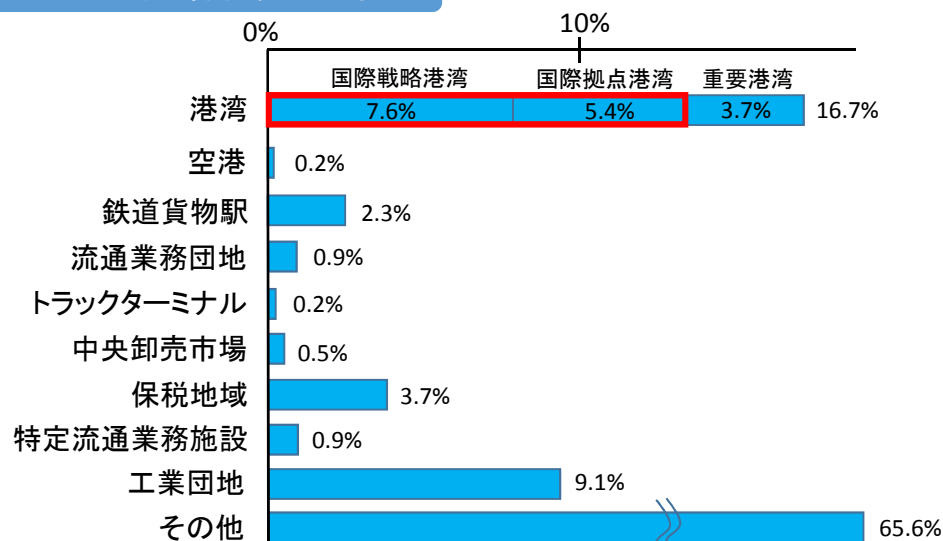
○誘導区間から物流拠点までのラスト1マイルが繋がっていない。

例：広島港（国際拠点港湾）



ラスト1マイルを追加し、より効率的に大型車を誘導

(DATA) 発着施設の割合



追加施設の方針

①国際競争力強化のため

国際戦略・拠点港湾とのラスト1マイルを選定・追加

今回実施(平成27年度内)

②物流効率化や環境保全等の観点から、更なるラスト

1マイルを検討・追加(重要港湾、工業団地、トラックターミナル等)

※道路管理者、地方自治体、トラック事業者等からなる協議会等で検討

平成28年度から順次追加

大型車誘導区間について(概要)

概要

- 道路の老朽化への対応として、大型車両の通行を望ましい経路へ誘導することにより適正な道路利用を促進するため、道路法等の一部を改正(平成25年6月5日公布、平成26年5月30日施行)。
- 国際海上コンテナ車をはじめとする大型車両に係る「特殊車両の通行許可」について、今後は、あらかじめ指定した「大型車誘導区間」のみを通行する場合、個別の道路管理者への協議が不要となり、国が一元的に審査した上で許可。
(※対象となる車両の範囲については、省令で規定。)

大型車誘導区間の指定

・高速道路(原則全線指定※)	9,660 km
・直轄国道(原則全線指定※)	21,450 km
・地方管理道路(主要港湾・空港・ 鉄道貨物駅を結ぶ道路等を指定) 〔※都心部の区間、バイパス整備後の直轄国道現道の 区間等を除く〕	2,720 km
合計	33,830 km
…全道路の約3%の指定により、特殊車両の 通行の約8割をカバー可能	

効果

- 国の一元的審査により、許可までの期間を短縮
従来 20日程度 → 今後 3日程度
(※申請書類に不備がない場合)
- 望ましい経路へ通行を誘導し、道路の保全に寄与

今後について

- 道路ネットワークの整備状況、大型車の通行状況、物流事業者等の意見等を踏まえながら、必要に応じ追加指定を実施し、大型車誘導区間を充実させる。
- その際、道路構造上の支障部分については、その解消を順次図り、より望ましい誘導区間となるよう引き続き努力していく。

イメージ

